

ファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ事犯に係る
全国一斉サイバーパトロールの実施について

昨年7月に施行された児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第79号。以下「改正法」という。）により新設された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等」についての罰則が、本年7月15日から適用されること、このタイミングをとらえ、全国一斉にサイバーパトロールを実施するもの。

1 実施期間

平成27年6月15日から7月14日までの1か月間

2 体制

都道府県警察のサイバーパトロール要員

3 捜査員の育成

平成25年度からファイル共有ソフト利用事犯の捜査員を育成するため、全国から捜査員を集めて講習会を実施。本年度については、6月22日から7月10日までの間、より実践的な内容の講習会を実施。

（参考）児童ポルノ事犯の検挙状況等について

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
送 致 件 数	935	1,342	1,455	1,596	1,644	1,828
ファイル共有ソフト利用	54	156	368	519	507	577
送 致 人 員	650	926	1,016	1,268	1,252	1,380
被 害 児 童 数	405	614	600	531	646	746

※ 平成20年までは、ファイル共有ソフト利用事犯の検挙の統計はない。

※ 平成26年には、改正法の「盗撮製造」の送致件数29件を含む。